

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略) <u>令和2年11月20日 一部改正</u></p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	
I (略)	I (略)	
II 保険料率 [1] ~ [9] (略)	II 保険料率 [1] ~ [9] (略)	
<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 (略)</p> <p>2 上記1に規定する係数表における国カテゴリー</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p><u>(3) 上記(1)、(2)の規定にかかわらず、OECD輸出信用アレンジメントにおいて規定される“Multilateral and Regional Institutions”を債務者とする2年以上案件に係る保険料率は、別途日本貿易保険が認めた国カテゴリーを適用する。</u></p> <p>(4) 上記(1)から(3)の規定にかかわらず、劣後ローン特約を付して保険契約を締結する場合の国カテゴリーは、海外事業資金貸付を行った国（保証債務に係る保険契約を締結する場合にあっては、債務者の所在する国）の国カテゴリーとし、海外事業資金貸付を行った国（保証債務に係る保険契約を締結する場合にあっては、債務者の所在する国）、事業を行った国又は重要資産等の存在する国が異なるときは、これらのうちいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。ただし、海外事業資金貸付を行った国、事業を行った国又は重要資産等の</p>	<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 (略)</p> <p>2 上記1に規定する係数表における国カテゴリー</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の規定にかかわらず、劣後ローン特約を付して保険契約を締結する場合の国カテゴリーは、海外事業資金貸付を行った国（保証債務に係る保険契約を締結する場合にあっては、債務者の所在する国）の国カテゴリーとし、海外事業資金貸付を行った国（保証債務に係る保険契約を締結する場合にあっては、債務者の所在する国）、事業を行った国又は重要資産等の存在する国が異なるときは、これらのうちいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。ただし、海外事業資金貸付を行った国、事業を行った国又は重要資産等の存在する</p>	

新	旧	備考
存在する国と当該貸付金等の償還に対する保証を行った国が異なる ときには、当該保証国の国カテゴリーとする。 3～4 (略)	国と当該貸付金等の償還に対する保証を行った国が異なるときには、 当該保証国の国カテゴリーとする。 3～4 (略)	
Ⅲ (略)  <u>附 則</u> <u>この改正は、令和2年12月4日から実施する。</u>	Ⅲ (略)	
別表第1～別表第6 (略)	別表第1～別表第6 (略)	